



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 鈴与シンワート株式会社
代表者名 取締役社長 池田 裕一
(コード番号 9360 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 佐津川 吉秀
(TEL 03-5440-2800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 29 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 5 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条第 2 項を変更案第 30 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年 6 月29日 (水)
定款変更の効力発生日 平成28年 6 月29日 (水)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 ～ 第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 ～ 第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>第 20 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第 21 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 ～ 第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 ～ 第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第 20 条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 ~ 第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 ~ 第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 ~ 第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 ~ 第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>②当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第30条 ~第39条</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 (監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条 (監査等委員会の決議方法)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第33条 (監査等委員会の議事録)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第34条 (監査等委員会規則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>第40条 ~第41条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第35条 ~第36条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第42条 ~第44条</u> (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第37条 ~第39条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第69期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>